【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 平成27年2月25日提出

【発行者名】 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 數間 浩喜

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目2番16号

【事務連絡者氏名】 野上 英樹

【電話番号】 03-5290-3517

【届出の対象とした募集(売出)内国 投資信託受益証券に係るファンドの

名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国 当初自己設定

投資信託受益証券の金額】

ハイトマン・グローバルREITファンド<ラップ>

当初自己設定 10万円とします。

継続申込期間 募集額 5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年11月4日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)につきまして 訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するものであります。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正内容を示します。

第一部【証券情報】

(6)【申込単位】

<訂正前>

販売会社が定める単位とします。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

< 訂正後 >

販売会社が定める単位とします。

分配金を受け取る一般コースと分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。自動けいぞく投資とは、収益分配の際に税引き後の収益分配金を、自動的に再投資する方法です。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いおよび申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(略)

ファンドの関係法人

(略)

() 販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

(略)

<訂正後>

(略)

ファンドの関係法人

(略)

() 販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、<u>収益分</u>配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

(略)

2【投資方針】

(5)【投資制限】

<訂正前>

a . 当ファンドの信託約款に基づく投資制限

(略)

資金の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に 伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含 みます。)を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図 をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし ます。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から 信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支 払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者へ の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約 代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う 日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(略)

< 訂正後 >

a . 当ファンドの信託約款に基づく投資制限

(略)

資金の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に 伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含 みます。)を目的として、<u>または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的とし</u> て、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができま す。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から 信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支 払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者へ の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約 代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う 日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (__) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(略)

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<訂正前>

(略)

(2) 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設します。

(略)

<訂正後>

(略)

(2) 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設します。<u>当ファンドには、分配金を受取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、当ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいた</u>だくことになります。

販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

(略)

4【受益者の権利等】

<訂正前>

(略)

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは委託会社において行うものとします。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者は その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(略)

<訂正後>

(略)

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは委託会社において行うものとします。

<u>「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後自動的に再投資されますが、</u> 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者は その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(略)